

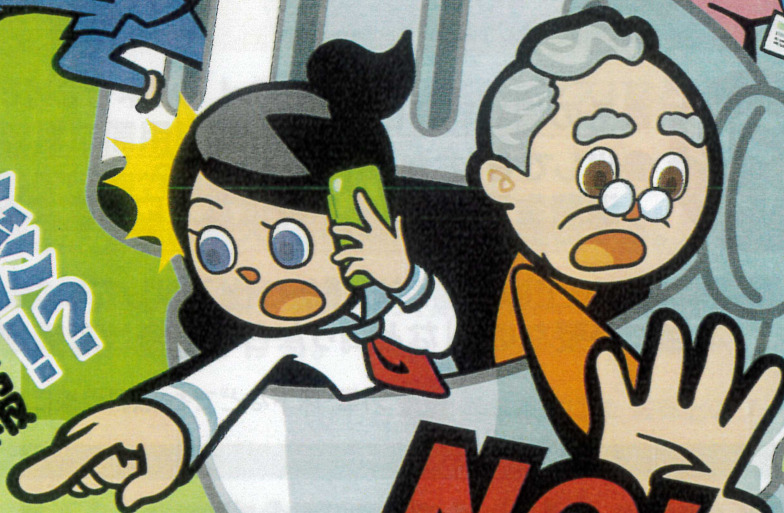
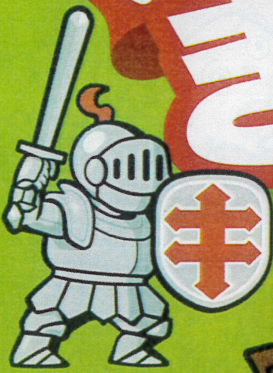
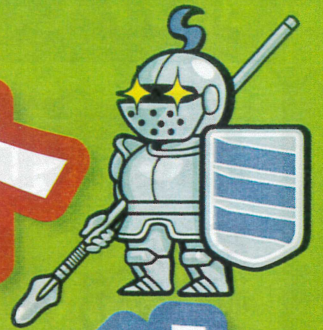
高齢者の悪質商法被害

ひとりひとりが

まなつけナイト

皆のみんなで

みまもらナイト



NO!

あれ？

怪しいな！
おまけ
おまけ

あれ？
怪しいな！
おまけ
おまけ



横浜市消費生活総合センター

変だな？怪しいな！と思ったら

迷わず相談



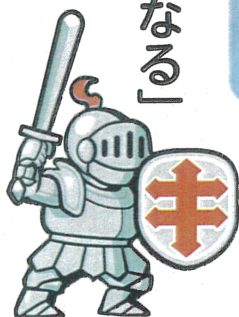
045-845-6666



「おかしい?」と思ったら、まず相談! “きをを

点検商法

「このままだと大変なことになる」
 など不安をあおる文句で
 契約を迫られた!



きをつけ
ポイント

- その場で判断しない。
- 少しでも「おかしい」とと思ったら、消費生活センターや身近な人に相談する。

みまもり
ポイント

- 見慣れない工事業者がたびたび出入りしていないか気にかける。「本当に必要なの?」など周りからの声掛けで被害に気づくことも。

! 外壁・床下などでも 無料点検によるトラブルがあります。

インターネット接続回線の契約トラブル

「安くなる」はずが、
 前より高額になった!



きをつけ
ポイント

- 事業者の説明をうのみにせず、契約内容をしっかり確認する。
- 必要がなければきっぱり断る。

みまもり
ポイント

- 見慣れない契約書や請求書がないか気にかける。

! 通信回線契約は、クーリング・オフ制度の適用がありません。電気通信事業法により「初期契約解除制度」などの類似した制度があります。

「つけ」と「みまもり」で悪質商法被害防止!

通信販売トラブル

「お試し価格」で購入したら、
「定期購入が条件」だった!

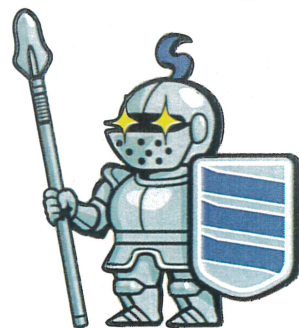


きをつけ
ポイント

- SNSやネット上の「お得」「今がチャンス」などの広告を安易に信用しない。
- 通信販売で商品を購入する際は、注文する前に購入・返品条件をよく確認する。

みまもり
ポイント

- 見慣れない商品が増えたり、定期的に同じ商品が届いていないか気にかける。



! 通信販売には、法律上のクーリング・オフ制度はありません。

架空・不当請求



身に覚えのない
請求がきた!

- 相手の電話番号が記載されていても、絶対に連絡しない。
- 連絡してしまい金銭を要求されても、絶対に支払わない。

! SMSのほか、はがきなどを送りつける手口もあります。

横浜市消費生活総合センター ☎ 045-845-6666

水回り修理 トラブル



「格安修理」のはずが、
高額請求に!

詰まりを直したいだけ
なのに...

きをつけ
ポイント

- あせって修理を依頼しない。
- 日頃から信頼できる事業者を探しておく。

●訪問販売・電話勧誘販売などの契約解除には 「クーリング・オフ」制度を利用しましょう。

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。

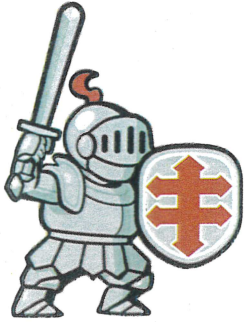
クーリング・オフ手続きの 手順

契約書面を受け取った日を含めて8日以内
(例外もあります)に、書面で通知します。

ハガキに書いて、両面をコピーします。
コピーは大切に保管してください。

ハガキは「特定記録郵便」か
「簡易書留」で送ります。

支払ったお金は全額返金されます。
商品の引き取り料金は業者負担です。

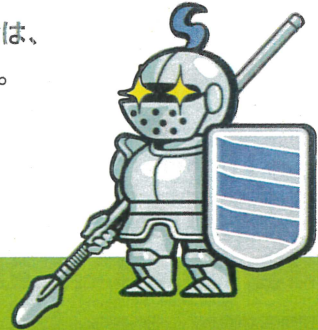


ハガキの書き方(例)

通知書
次の契約を解除します。
契約年月日 令和〇年〇月〇日
商品名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
契約金額 〇〇〇〇〇円
販売会社 株式会社〇〇〇〇〇〇
〇〇〇営業所 担当者〇〇
支払った代金〇〇〇円を返し、
商品を引き取ってください。
令和〇年〇月〇日
横浜市〇区〇町〇丁目〇番〇号
氏名〇〇〇〇

※電子メール等の電子媒体で通知することもできます。その場合は、
送信メールや画面のスクリーンショットを保存しておきましょう。

クーリング・オフができる場合・期間など
詳しくは消費生活総合センターへ



●クーリング・オフ期間を過ぎていても、
専門の相談員が問題解決の方法と一緒に探します。
あきらめないで、まずは相談を!

困ったときは、消費生活総合センターにご相談ください。

横浜市消費生活総合センター

相談専用電話

☎045-845-6666

受付時間 平日 9:00~18:00

土・日 9:00~16:45

※祝日・休日、年末年始(12/29~1/3)はお休みです

各種教室のお問合せ ☎045-845-5640

展示・情報資料室 ☎045-845-6604

消費生活総合センターって どんなところ?

消費生活総合センターでは、消費者が商品
を購入したり、サービスを利用した際の販売
方法・契約・品質・価格など、消費者と事業者間
のトラブルに関して、専門の消費生活相談員
を配置し、トラブル解決のための助言、あっせ
ん(消費者が当事者として事業者と交渉する
際の手助け)、情報提供などを行っています。

本人だけでなく、家族やヘルパーなど周りの
人からの通報や問い合わせも受け付けてい
ます。